

(ポイント)

- ネパール出国に際して、出国の際に必要なPCR検査証明書の偽造が判明したことから、今後、空港やチェックインカウンターでの審査がより一層厳しくなることが予想されます。
- 当館に入った情報によれば、日本政府指定の書式だけではなく、検査施設の任意書式の提出も求められ、両書式の記載内容に相違があったことから搭乗を拒否されたとの事案も発生しております。
- 日本においても、入国の際に必要な出発前72時間以内の「出国前検査証明」の記載事項の確認が、空港検疫で一層厳格化されております。
- つきましては、ネパール出国および日本入国に際する留意事項を以下のとおりまとめましたので、ご一読いただければと思います。

ネパールから日本に帰国/入国される皆様へ（検査証明書の提出等について）

1 ネパール出国に際して、出国の際に必要なPCR検査証明書の偽造が判明したことから、今後、空港やチェックインカウンターでの審査がより一層厳しくなることが予想されます。当館に入った情報によれば、日本政府指定の書式だけではなく、検査施設の任意書式の提出も求められ、両書式の記載内容に相違があったことから搭乗を拒否されたとの事案も発生しております。

2 ネパールでは、新型コロナウイルス検査は、検査検体に鼻咽頭・咽頭ぬぐい液を用いてRT-PCR法により実施されるのが一般的ですので、証明書の中で同検体が鼻咽頭・咽頭ぬぐいを指す「Nasopharyngeal and Throat (swab/smear)」等の記載となる場合が多くありますが、日本の空港検疫で有効な証明書とみなされませんので十分にご注意ください。

(検査証明書の提出について)

<https://www.mhlw.go.jp/content/000769031.pdf>

(日本入国時に必要な検査証明書の要件について)

<https://www.mhlw.go.jp/content/000770638.pdf>

なお、以下の医療機関においては、日本に入国する予定の方に対して、日本政府指定の書式への記載や検査施設の任意書式において、Nasopharyngeal (Swab/Smear)または、Nasopharynx（鼻咽頭ぬぐい）のみの検査及び検査証明書への記載を当館から依頼しておりますが、ご自身でも書式への記載事項についてご確認の上、ご利用いただければと思います。

(ネパールにおける所定の「検査証明」に対応可能な医療機関)

<https://www.np.emb-japan.go.jp/files/100142364.pdf>

3 日本においても、入国の際に必要な出発前72時間以内の「出国前検査証明」の記載事項の確認が、空港検疫で一層厳格化されております。有効な「出国前検査証明」を所持していない場合、原則、出発地で航空機への搭乗が拒否されますが、仮に搭乗できた場合でも、日本の空港到着時に日本人を含めて上陸が認められないので十分にご注意ください。

4 日本へ入国する際に必要な同証明書は、日本政府指定の書式を利用することを推奨します。従来どおり、検査施設の任意書式のみ証明書を提出することも可能ですが、記載情報が十分でない場合は日本の空港検疫などで有効と認められないことがあります。

検査施設の任意書式のみ証明書を使用する場合には、日本政府指定の書式にある情報（以下（注）参照）が記載されるよう、必要に応じて検査施設に事前に依頼するとともに、発行された証明書の内容を各自で良く確認してください。

（注）指定書式にある情報：氏名、パスポート番号（記載されない場合は余白等に各自手書きで記入することで可）、国籍（記載されない場合は余白等に各自手書きで記入することで可）、生年月日、性別、検査法、採取検体、検査結果、検体採取日時、検査結果判明日、検査証明の発行年月日、医療機関名・住所・印影、医師名（医師の署名）。

5 本措置を含む日本政府が現在行っている水際対策およびその他日本入国に際して必要な情報につきましては、以下の厚生労働省のページにて掲載されておりますところ、ご参照ください。

（厚生労働省ホームページ）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00209.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00209.html)

6 日本政府が指定する検査証明書のフォーマットは、上記5の厚生労働省のホームページまたは外務省のホームページからダウンロード可能となっておりますので、ご利用ください。

[https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/fna/page25\\_001994.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/fna/page25_001994.html)

※ この情報は、お知り合いや旅行者等にもお知らせください。

※ 在留邦人で在留届を提出されていない方がおられましたら、大使館へ在留届を提出するようおすすめ願います。

オンライン在留届HP : <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>

※ 近く帰国・離任を予定されている方、または既に帰国されている方は速やかに大使館までご連絡下さい。

※ このメールは、在留届にて届けられたメールアドレス及びたびレジに登録されたメールアドレスに自動的に配信されております。自動配信を希望されない方は、帰国届を提出していただくか、たびレジへの登録をご自身で停止していただく必要があります。

「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止されたい方は、以下のURLから停止手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>

大使館代表電話 4426680

※ 閉館時（休館日や夜間など）には、上記電話から緊急電話対応者に転送されます。